

# 春日部労基だより

労務管理，安全衛生，労働保険等に関する情報を提供いたします。  
掲載内容についてご不明な点がある場合には，当監督署までお問い合わせください。

## ◆ 36協定、就業規則などの届出は電子申請が 便利です

☞ 2、3頁目のとおり、時間外・休日労働に関する協定届、就業規則届、1年単位の変形労働時間制に関する協定届などの各種届出は電子申請が便利です。

社会保険労務士が提出代行を行う場合は、証明書をPDF形式で添付していただくことにより電子証明を省略することができます。

## ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

☞ 4頁目（リーフレット抜粋）のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律により、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取り扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

差別的な取り扱いを受けた等のご相談は以下の部署でもお受けしています。

埼玉労働局

総合労働相談コーナー 048-600-6262

春日部監督署内

総合労働相談コーナー 048-614-9968

# 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 労働基準監督署への届出や申請は、 電子申請を利用しましょう！

労働基準監督署に来署いただかなくても手続きできます

労働基準法や最低賃金法に定められた手続きについては、労働基準監督署の窓口にお越し  
いただくことなく、「e-Gov（イーガブ）」から、電子申請を利用して行うことができます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、できるだけ労働基準監督署の窓口での届出・  
申請は避け、電子申請の利用をおすすめします。

電子申請がただちに利用できない場合には、郵送により届出・申請することも可能です。

## 届出・申請可能な主な手続

労働基準法に定められた届出 など	● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届） ● 就業規則の届出 ● 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
最低賃金法に定められた申請 など	● 最低賃金の減額特例許可の申請 など

※ e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

## 簡単・スマートに申請可能です

- インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続きができます。
- 大量の書類への記入も、電子申請ならスマートに入力できます。

## 導入も簡単です

- マイナンバーカードや住民基本台帳カードを使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。  
※ ただし、ICカードリーダライタ（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要になります。
- 労働基準法や最低賃金法に基づく届出や申請について、社会保険労務士が提出代行を行う場合、  
提出代行に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を  
省略することができます。

令和2年3月から、36協定・就業規則の本社一括届出の手続方式が変更され、  
36協定は最大30,000事業場、就業規則は最大2,500事業場について一度に申  
請可能になりました。

※ 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

電子申請の具体的な利用方法は裏面をご確認ください



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 電子申請の方法

「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。

○ ホームページは

⇒ e-Gov  検索

を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、

e-Gov 事前準備  検索

を検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下のお問い合わせ先にご相談ください。

✓ **Q. e-Govアカウントの取得方法がわからない**

✓ **Q. 操作方法がわからない**

### ① 事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認ください。

その上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問い合わせください。

e-Gov : <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

### e-Gov利用者サポートデスク

■ Webお問合せ : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

■ 電話番号 : 050-3786-2225 (通話料金はご利用の回線により異なります。)

■ 受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで  
(土日祝日 午前9時から午後5時まで)  
5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで  
(土日祝日、年末年始は休止)

✓ **Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい**

### ② : 各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

○ 【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

### ③ : 労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「**労基法等 電子**」で検索！ ⇒

労基法等 電子  検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」  
>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

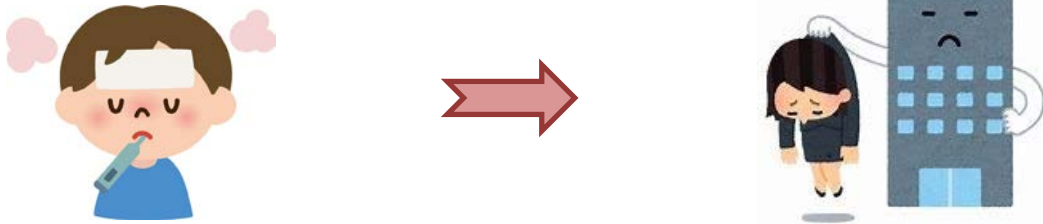
# 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました！

(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等の一部改正する法律 令和3年2月13日施行)

新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

## 事例

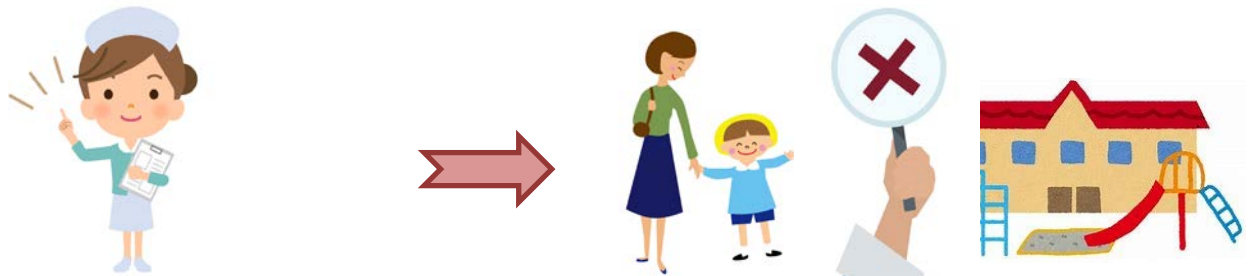
(感染したことを理由に解雇される)



(回復しているのに出社を拒否される)



(病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される)



(感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する)

